

熊本市賃借料情報(令和2年度)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画により公告された賃借料(10a当たり年額)は、以下のとおりとなっています。

令和3年6月1日

熊本市農業委員会

【 田 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
相対(水稲)	12,708円	25,000円	4,500円	190筆
農地中間管理機構(水稲)	13,539円	257,954円	3,170円	686筆

【 畑 】

内容	平均額	最高額	最低額	筆数
相対(露地野菜、畑作物等)	10,828円	30,000円	5,000円	75筆
農地中間管理機構(畑作物等)	8,363円	19,425円	2,931円	114筆
相対(施設野菜)	25,635円	104,000円	5,000円	92筆
相対(果樹)	11,084円	20,000円	3,000円	59筆
相対(飼料作物)	8,357円	15,000円	5,000円	28筆

※物納は含みません。

農地法第52条の情報の提供等に基づくものである。